

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成28年9月8日（木曜日）

総務消防委員会

日時 平成28年9月8日（木曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、財政課  
第164号議案 「質疑・討論・採決」  
平成28年請願第1号 「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 村田康助 副委員長 打桐厚史  
委員 中西宏彰 丸山隆弘 加藤芳夫 菊地勝昭  
議長 下江洋行

欠席委員 なし

説明のため出席した者

総務部、財政課の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 松井哲也

**開 会 午前9時00分**

○村田康助委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において、本委員会に付託されました第164号議案及び平成28年請願第1号について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

議題として、第164号議案 市有財産の無償譲渡を議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと1点教えていただきたいんですけども、今回参考に聞いたかったのは、この東清水野地区の建物を譲渡するという形ですけども、この建物の底地になる不動産、土地はどういう名義に言うか、今どういう状況になっているかちょっと参考に教えていただきたい。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 この東清水野の公民館の建っている底地でございますが、所有者は新城市でございます。

ですので、この無償譲渡の議案を議決をいただけたら、地元の東清水野区へ無償で貸し付ける予定でございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、もう1点、今の追加としてですね、新城市の土地という形になると、以前は土地建物を含めてというのが原則だったんですけども、今回建物だけという形で、今回の9月議会は出ておるんですけども、行く行くはそのちょっと土地の面積、もしわかれば教えていただきたいんですけども、市有地の所有の面積と、それからいろいろ地元区との協議の中で上物だけではなくって、不動産も地縁団体として、地縁団体でもないもので土地ができないということ。わかりました。ちょっと参考に面積だけでも教え

てもらえますか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 土地の面積、2筆ありまして、合わせて146.25平方メートルです。

○村田康助委員長 その他質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、請願の審査のために暫時休憩をいたします。

**休憩 午前9時4分**

**再開 午前9時8分**

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願者、新城希望都市を目指す若者の会共同代表、今泉吉孝氏、伊藤暢克氏から提出されました平成28年請願第1号 愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願書を議題といたします。

松井議事調査課係長。

○松井哲也議事調査課係長 事務局から1点報告させていただきます。

本日でですけど、請願者より、賛同署名簿を追加でいただきました。246名分記載してあるとのことです。

以上、報告させていただきます。

**○村田康助委員長** 本日は、参考人として、代表、今泉吉孝さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として、伊藤暢克さんの出席も許可しております。

また、説明のために紹介議員として、浅尾洋平議員、白井倫啓議員の出席も得ておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

この際、委員長から一言あいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、総務消防委員会の請願審査のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心からお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いを申し上げます。

早速ではございますが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきますようお願いいたします。

紹介議員には、その後、委員からの質疑にお答えいただくようになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、今泉吉孝さん、よろしくお願ひいたします。着座で結構です。

**○今泉吉孝参考人** 済みません。

よろしくお願ひします。おはようございます。

新城希望都市を目指す若者の会共同代表の今泉です。こちらは同じく共同代表の伊藤でございます。

本日は、紹介議員の方もということでしたので、今、御紹介ありましたけども、浅尾洋平議員と白井倫啓議員も同席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、願意ということでしたので、請願書にも書かれておりますが、趣旨説明から申し上げます。

請願書と最初は同じですが、読み上げさせていただきます。

愛知県立新城東高等学校と同新城高等学校の統合に関して、現在、新城地区高等学校構想策定委員会において、話し合いが継続中であります。

つきましては、両校は地元的高等学校として多くの卒業生を輩出し、新城市はもとより、愛知県、日本国の発展のため貢献をしています。

また、両高校の用地についても長年、単に高校の用地にとどまらず、次世代を担う若人の集う場として、地域活性化のよりどころであり、新城市の貴重な財産であります。

今後の統合に当たって、その用地が荒廃する恐れのあることは、この上なく残念であります。

新城東高校と新城高校が統合され、両校どちらかの移転が決まった場合、その校舎、体育館、プール、駐車場など、跡地の利活用は将来の新城市の発展につながり、逆に機を逸し、現時点で検討しないことにより、市民が多大な不利益損失をこうむる可能性があると思われまます。

新城市議会の英知を持ちまして、この青天のへきれきとも言うべき統合問題を、跡地を利活用することにより、新城市の将来の発展につながるチャンスに変えていただきたいと強く願うものです。それが両校を母校とする同窓生並びに市民である請願者の思いであります。

そこで、ここに統合後のあり方及び跡地の適切な利活用に関する請願事項を新城市議会の審議に挙げていただきますようお願いいたします。

この件はですね、新しい条件での新しい提案です。今までやられてきたさまざまな討論、審議や議決、そして住民投票やリコールなど、いろいろありましたが、新しい条件での新しい提案ということをやまず御理解いただければ

ばと思います。今までのこととは全く違うこともおわかりいただけるのではないかと思います。まず誤解しないでいただきたいのは、私どもは今の新庁舎建設をですね、否定して行くのではなく、東校に市役所が移転できるのかできないのか、まず調べていただきたいということです。その上で、行けるのであれば市民の民意をですね、くんでいただいて、できないのであれば一時凍結していただくとしている計画ですね、をもうそのまま進めていただければということでございます。

この問題、私たちの住む新城の未来や将来を担う子供たちにとってですね、大きな影響を与える大問題だと考えております。それは東高校という施設の場所の利点の多さから、現在の場所よりかなり有利な点が多いと思うからです。

災害時に優先的に復興が進められる1級道路沿いである、バイパス沿いであるということですね。新城インターが近くなります。防災センターが近い。広大な敷地には現在、新城市にはなくなってしまった体育館やプールや、あと施設として武道館、野球場、サッカー場、テニスコート、弓道場、そして何より4階建ての校舎が2棟建っております。この校舎は2年前の平成26年に震度6に耐え得る耐震工事と雨漏りやひび割れなどの修繕も済ませてですね、県のほうにも聞きましたが、建てられてから60年を目安に使えるように考えられており、後も修繕をしていくことで80年、100年と持つ建物にもなるということでございます。そこまで行かずとも、将来そのときの人口に合わせた、いわゆる身の丈に合った庁舎を用地も確保されたあの地に建てられるのではないかと、そこも利点ではないかと。新城東のですね、先生にも伺いましたんですけども、修繕も済んで快適にやってるそうです。教室にはですね、エアコンも入れられており、10年リースなので、逆に市役所の機能が入っていただいて使ってくれる

なら助かるとも言われておりました。

当然、災害時にも広大なグラウンドは被災者に対する炊き出し、配給とかですね、もしかすると仮設住宅なども建てられるぐらいの広さはあるのではないかと思います。

熊本地震でですね、教育格差が生まれてしまってる状況を見ると、校舎もですね、一時、教室の確保もできるのではないかと。そういうことも解消されるのではないかと思います。

ヘリポートにもなります。

まだ考えればですね、夢は広がる一方でありまして、なんですけども、こんな大切な問題をですね、市長様のほうにですね、市民提案として先に出させていただいたんですけども、県の方針が出ていないから検討しませんというお返事をいただいておりますが、県の方針が出ていないからだめだということなんですけども、先日もですね、穂積市長のブログにですね、議会から高校の普通科存続の意見書、要望書を県に手渡し、提出してきましたと。こうした地域の願いを知事と教育委員会に伝えてきましたと、思い切り書いてるので、私どものですね、この請願、県の方針が出ていないから検討しませんということではなく、逆にこの普通科の存続のほうの問題のように、議会のほうからもですね、県のほうに意向をですね、示していただきたいと思っておる次第でございます。

それですね、裏づけじゃないですけども、そこでこちらの問題をですね、県のほうにも問い合わせしてみたんですけども、市町村の意向によりますということでございます。市町村の意向が一番であると言われました。産廃問題になっている八名地区のタナカ興業がですね、進出したときも、工業団地は県のものだけど、市の意向があればこんなことにはならなかったと。産業立地課の課長さんが議事録のほうですけども、語られているということでございます。

この問題も、新城市として、市の意向をで

すね、県に前もって伝えておけば、優先的に見ていただけるのではないかと、やはり思うんですね。それをするためにもまずは東校の跡地に市役所が移転できるかどうかを調べてほしいということでございます。

以上です。

○村田康助委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明、意見が終了しました。

最初に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては逆に質疑をすることができませんので、御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと今の請願の説明の中からちょっとなるほどな、すばらしい案だなと、私はちょっと思っておるんですけども、この請願の流れって言うのかな、請願者がそれぞれ県のほうにもいろいろ確認を取っていただいている中ですね、今回この一時凍結という言葉があります。

この一時凍結っていうのは、ある程度期限があつての意味合いなのか、期限はなしで、市役所の東高校の移転の結論というような、9月のもう間近に、今週か来週ぐらいに決まるっていうような話をこの前から聞いておるんですけども、どの程度の期間を設けて検討していただきたいということなのか、ちょっとその辺1点お聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 我々も無期限にですね、わかるまでというふうには考えておりませんが、やはりこれですね、私どもも東高校のほうを例えば考えていただいたときに、向こうができないというふうになったときに、こちらのほうの現在の計画の中に含まれてる合併特例債の問題がちょっと出てくるかなと思うんですけども、等をもうこちらのほうでも決

められてるので、それに間に合うぐらいの、まだちょっとまだ時間と言うか、余裕があると思いますので、合併特例債使われるんですね。なので最長1年ぐらいあればと思っております。その範囲内ということで考えております。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員、お願いします。

○丸山隆弘委員 今泉さんにお聞きしたいんですけども、昨日、本会議で質疑がありましたけれども、紹介議員に対する議会の、本会議の質疑っていうのがあったんですけども、傍聴されておられたようでありますが、私ども委員会としてはですね、そういうときには極力遠慮をしてですね、ほかの議員に優先に質疑をしていただいきょうの委員会のほうでっていうことで、きょうに至っているということですけども、改めて確認を1個ずつしていきたいと思うんですが、まず紹介議員をですね、選ばれるに当たってのこの経過、22日でしたか、まず提出されたのが。受理されたのが、議会事務局が8月22日ですね。

それで、実は先日21日の3時ごろでしたかね、電話いただいたのが、私のところへ。

それで、そのときに本当突然で、中身も伝えられなかったもんですから、請願書を私自身、中身を見ないと、紹介議員になるとかね、そういう話っていうのはできませんよと。まず何らかの方法でできませんかと、メールアドレスを教えて送っていただいたと。こういう経緯がありました。

それで、その時点でいろいろ私もお聞きしたことがありました。確認をさせていただきました。

まず、請願書っていうのはですね、いろいろこういう要望を出す方法があるんですけども、請願書っていうのは、議会出すにはまず紹介議員が必要なんだと。複数の。そういう場合に、当然、実現が可能なもの、限りな

く近いものを近づけるためにも紹介議員をかなり大勢つけていただくとか賛同者を募るとか、そういうのがまず一般の方法なんですけれども、一概に私が電話で伝えたのは、政争の道具に使われる恐れもあるっていうことを私が言ったんですね。お聞きしてると思うんですけども。対立図式をつくるような、そういうようなこういう紹介議員の、つけ方っていうのはまたおかしいから、整然とやっていただければいいじゃないですかということ、まず基本的なところお伝えしました。

そのときに、ちょうど紹介議員になられたのは、浅尾、白井両議員のお名前を私も伝えまして、どうですかと言ったら、まだ整理はついてないと。そういうような経過があったんですけども、滝川、長田、小野田議員については断られたと、こういうふうに電話で私に教えていただきました。

中身も全くわからない状態で、私もそういう話をしたんですからね、いざメールを送っていただいて中身を見て、これから確認しようかなと思ったんですけども、やっぱり日曜日の夕方っていうことで、私もいろいろ家業もありましてね、準備もあったもんですから、なかなか行き会えなかったということで、今日に至ってしまっただと。

こういう中でのこの経過で、紹介議員をまず呼びかけをするに当たって、すべての議員にお伝えは、呼びかけはされたんですか。その辺は。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 お電話でさせていただいた方が下江議長と山崎議員以外は皆さんにお電話をさせていただきました。

お電話で出られなかった方がお二人いらっしゃいまして、でございます。

きょうの委員長であられます村田委員長にですね、お電話したときに、議長、副議長と、あと何か委員会の委員長はちょっとなくなることができないんじゃないかという話をお伺い

しましてですね、ちょっとその後かけようと思っておりました下江議長と山崎議員にはお電話しなかったんですけども、それ以外の方は皆さんお電話させていただき、お出になられなかった方は、もうちょっとあれだったんですけども、一応お電話して、留守電にも入れたんですけども、ちょっとお返事いただけなかったのではということもありましたが、皆さんからお返事をいただきました。

議長である下江議長様にはですね、請願を出したときに、だめだとは思ったんですけども、もし賛同していただけるなら紹介議員になっていただけませんかというのをですね、だめもとでもちょっと言わせていただいたぐらいの感じなんですけども、という感じです。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ありがとうございます。

昨日、本会議の質疑の中で、どなたかちょっと記憶になかったんですけども、議員の方が白井議員に対してですね、質疑の中で、白井議員、紹介議員が何回もこう打ち合わせをしてきたと、話し合いをしてきたっていうお答えがきのうあったんですね。それっていうのはいつやられたんですか。そういう打ち合わせだとか、その辺。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 紹介議員、もう本当、白井さんも前日の夕方ぐらいだったかな、だったかと思うんですけども、それぐらいにお話させていただいて、なっていただけるということだったので。

打ち合わせのほうはですね、決まりまして、もう本当、短期間なんですけども、それから本会議が始まるまでの間にいろいろと24日から28日ぐらいの間ですかね、に設けておりまして、何回か設けております。

それで、本会議が始まったときもいろいろ電話とかでは何度もお話をさせていただいております。という状況でございます。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 電話のときに、請願書というより、広く一般にすべての議員が責任を持てるように陳情書で提出されたほうがいいんじゃないかっていうことで私、申し上げましたけれども、結果的にこれ請願書っていう形になったんですからね、非常に私としては残念なんですけれども。

って言うのは、請願書となりますと、先ほどちょっとふれたんですけれども、願っていることが実現可能性の高いものっていうのがまず1個あるんですね。

それから、あと機関、上層機関ですから他の機関、例えばですけども、愛知県、それから国に対するこの要望活動というのは、請願書ではなく、基本はやっぱり陳情、要望というところがまず基本になると思うんですね。そういう順序に至っていけば、このまたやり方、方法っていうのは違ってくるんじゃないかなと、こんな思いがちょっとしたもんですからね、今回の場合は非常に今泉さんの思いとはまた違う形で、これが終了した後に政争の道具に使われるような恐れがあってはならないということで、私は思ってるもんですから、公平に、公平な判断の中で結論が出れば一番いいかなと、こう思いました。

ですから、電話の中で本当に申しわけなかったんですけども、電話で言ったんですけれども、当初から私は中身を確認して判断をという状況であります。

次に、あとこの請願書の中身についてちょっと確認したいと思います。細かい点、大変申しわけないんですけれども、両校のこの用地について書いてありますよね。新城高校と新城東高校の新城市の貴重な財産であると。まず書いてあります。これ純粹に見ますと、これ市の財産ではないっていう、愛知県のこれは行政財産っていうことなんですけれども、その辺のところどういうふうに御認識されておるのかなと思ひまして。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 まず、県の持ち物であるというのはですね、公立高校なので、それはこちらのほうもわかっておりまして、ただ利用している市民のですね、生徒さんだったり、市民のほうからすればですね、当然、場所がとても大事な場所になっているというところで、市民の財産ということで、法律的なことではなく、もうそこに住んでいる市民の中の心の中のことと言うか、精神的に財産になっているのですということをお伝えしたかと思ひまして書きました。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 こちらからちょっと情報をお伝えするんですけれども、これは市の財産ではないっていうことで、県の行政財産なものですからね、用途が廃止された場合、普通財産に切りかえる作業というのがまず要りますね。御承知かもわかりませんが、それが大体、一般で言うと5年ぐらいかかるって言うんですかね、その辺の政治力の中でも多少短くなったり長くなったりと。その辺のところは御認識ありますか。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 県のほうにも確認しましたですね、最短から最長まで、今、県内の範例と言うか、事項をお伺いして、一応お伺いしております。市民レベルなので、その程度ですけども、一応お伺いしております。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 済みません、細かくちょっとお伺いします。

それから、あと新城市内にはですね、高校がもう存続不可能になって、今とまっちゃったところがもう1校あるんですね。旧鳳来寺高等学校ですけども、鳳来寺高等学校、私が住んでる鳳来地域の中で、過去に5年以上前に廃校になったんですけれども、その後、地域のほうからですね、何とか利活用、これをお願いしたいということで、ずっと出てる

んですよ。

それで、今、部分的な草刈り費用だけ県が面倒を見てくれて、地元が中心になって地元が委託をして、草刈り管理をしていると。たまにイベントもあるようでありませけれども、利活用の問題をもしとらえられるんだったらね、ぜひともやっぱり鳳来寺高校の跡地活用という、これやっぱり当然含めていただければありがたいなど、こう思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 確かに、鳳来寺高校も最初いろいろ、あそこもちゃんと立派な建物でございまして、あそこもどうかかなと思ったんですけども、やはり立地条件とかいろいろ考えると、東高校のほうがいいなと思って、ちょっと外したというのもあるんですけども、見送ったんですけども、県のほうにですね、鳳来寺高校のほうの維持管理費ですね、年間どれぐらいかかるかっていうのをちょっと確認したんですけども、アバウト100万円ぐらいなんですけども、県のほうも100万円ずつ毎年払ってるところで、無駄と言うのもあれなんですけど、管理しなきゃいけない。

こちらのほうで、またそういう利活用ということが、また鳳来寺山のですね、ふもとと言うか、登り口のこちらにあるので、ちょうどいい施設、何か使えればいいなというのはちょっと思ったりもしております。今そんな状況でございます。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 請願の趣旨とはちょっと外れちゃって申しわけないですけどね、利活用だけをちょっととらえて、もう1回確認したいんですけども、旧鳳来寺高校、これも県有地であるってということで、建物もまだ建っている。大変まだ頑固な建物で。

ただ、地元としては校舎の周りの草刈り等は100万円以内の中で対応されておると思い

ますけども、地域自治区のほうでも大問題、今なっております、その辺をちょっと、もうちょっとね、融合させて新城の新城高校あるいは新城東高校のこの利活用問題も含めて、これは強くやっぱり議会としても利活用だけを絞ったら、やっぱりとらえていかないかなのかな、声を出していかないかなかなと、こう思いますので、その辺は御賛同いただければね、ここだけ確認しておきたいと思います。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 県のほうに、今回、東高のことでお伺いしたところですね、県内にもやはり廃校になっている高校があると。たくさんあります。これからもまだ見込みがあるところがあるということなので、県のほうも廃校をどういうふうにも利活用していくかということは今後問題として取り上げていくという、今まだですけども、今後問題にしていくということなので、お願いしますと。どういうふうにするかというの、県のほうもちゃんと考えてやっていってほしいなということで、こちらからも一応お願いしておきました。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 続けて済みません。

今度、本題の、この請願事項のこの1、2と2つあります。この最初の1点のほうへ移りたいと思いますけれども、この1点目のですね、文書、この中身、非常に私つきかみにくく、読み上げておるんですけども、この文書の中のどこが一番重いところなのかっていうところを確認したいと思います。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 請願事項1のほうなんですけども、この中ではですね、まず何点かでもよろしいですかね。1番ということ言えば、市役所の移転っていうところですかね。

2番目は、一時凍結です。

3番目は、決定を待たずという順番をつけるのであれば、本当はもう市役所の移転とい

うことと一時凍結というのは両輪でと言うか、両方同時にやらなければいけないと思って書いてありますが、そういうような意思で書きました。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。1の中のこのどちらかの移転ってということなんです。これ市役所のことですね。移転っていうのは市役所ということを目指している。こういうことですね。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 そうですね、主に移転、主にと言うか、主は市役所なんですけど、当然あそこは先ほども言いましたけども、体育館、プール、その他、山崎議員もですね、一般質問の中でおっしゃられてましたけども、スポーツ施設で使えるところがあったりするので、当然それ市民としても使えればいいかなと思ひまして、そこも含めております。

その中でも1番は市役所の移転ということでございます。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この文書ちょっとあちこちうごかしてみました。3番目にある現在進行している新庁舎建設計画を一時凍結し、上のほうへ持って行ってですね、市役所の移転どうのこうの持ってって、一番最後に、この最後のほうの市民負担を最大限軽減し、最大限になるように聖域なき決定をしていただきたいっていう、こうするとすごいわかりやすくなるのかなっていうふうに、ちょっと文書的にね、思ったもんですから、今ちょっとわかりましたので、市役所の移転というところが1点目には明確になってるんだっていうこと確認させていただきました。

それからですね、委員長、続けて。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 請願項目の一番最後のところ、1番の1項目目の一番最後のところにあります最大限軽減し、必要最小限になるよう

に聖域なき検討をしていただきたいって、こういうふうに書いてありますけれども、この必要最大限軽減する、必要最小限になるように、極力市民の税金っていうところに重きをおいて見えるのかな、その辺をちょっと確認。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 当然ですね、予算面のことが一番になってくるかと思うんですが、それだけではなく、精神的なことも、市民の気持ちを酌むと言うかですね、そういうことも含めてでの、もう最大限軽減し、最小限になるように。市民負担という中には、お金のことと精神的なこと、この2つを1つの言葉として入れさせていただいております。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この2点目のほうに入ります。請願項目2のほうに入りますけれども、この移転が決まった場合っていう、この移転っていうのは、これ何を指しているのでしょうか。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 この移転というのはですね、両校どちらかの移転の決定を待たずということで、この東校と新城高校の移転、どちらかに統廃合をされるということで、まさに今この時間帯にですね、新城地区の構想策定委員会が今、新城高校で開かれているんですけども、その中ではほぼ決定事項が決められるということなんで、きょうあたりわかると思うんですが、移転がですね、この移転というのは高校のどちらかに行くっていうことが決まった場合ということですね。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。最初のほうにまた戻りますけれども、最初というのは請願の紹介議員も含めての、もう1回確認させていただけますか。

一般的にですね、請願書っていうのは、先ほどちょっとふれましたけれども、国道だとか県道の要望だとか、私たち新城市の中での

この範疇にないものに対しての願意っていうのは、通常、要望書だとか、それから陳情書という扱いで今までやってきたし、それが基本であろうと。こういう流れで市議会は動いてきました。

そういう中で、今回、請願書というつくり方をされておられるものですから、非常にこういう今の時代、じかに見ると、やはり政争の道具に使われるおそれがあるっていうことで、請願者の意に反するような、今泉さんたちの気持ちに反するような動きがあると非常に残念であるし、市民全体落ち込んでしまうと思うんですよね。この結果によって右に行くのか左に行くのか上に行くのか下に行くのか、わかりませんが。

ですから、その辺のところはね、非常に請願者の皆さんにとって、こういう政治の道具に使われるような形があってはならないと思うんですから、純粋に私お聞きしてるんですけども、一般的にやはりこういう中身については、慎重に扱うべきものでもあるものですから、陳情だとか要望っていう扱いが一番最大よろしいかと思っております。

もう1回この辺のところをちょっと確認したいんですけどもね、私、電話でもお話しさせていただいたと思うんですけど。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 いろいろ御意見ありがとうございます。

陳情、要望で、最初はそういう形でもいいかなと思っておりましたが、いろいろ調べていくとですね、工事契約が9月16日の日にですね、決まってしまうというようなことがわかってきて、これ、なるべく最大限、市民としての声を大きくしたいと言うか、大きく伝えたいという、その気持ちで請願になったということでございます。早く伝えると言うか、皆様のほうに伝えるには請願が一番いいのかなということで考えさせていただきました。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっといろいろ丸山委員が質問してましたから、ちょっとそれにも多少ダブるところがあるかどうかわかりませんが、先ほどの最初に1年ぐらいの凍結をお願いしたい。考えておるといってお話がありました。

丸山委員の質問の中から、明らかに移転というのは市役所の庁舎移転ということもわかってまいりました。

そうしますとですね、今、今泉参考人の言葉の中でも、きょうあたりにどちらに統合されるとか、結論、県の会合で決まるということだと、私自身も一般質問で知ったんですけど、新城高校に行くだろうと思っており、そうすると東高校が本当にあいたときに、今泉さんが言われるとおりの、新城市、作手、鳳来含めても非常に利便性の高い、場所もいい、新城市の将来を見ても安定する可能性が一番あるということになって、そこに庁舎を移転しようということは、大変私もいい案だなと思います。

けれども、ちょっとここから質問をさせていただくんですけども、きのうも非常に議員のほうで活発に質問が出たんですけども、今、庁舎建設を建てようとしてる財源の中に、合併特例債を使うという計画で今されておって、平成30年4月に完成で、合併特例債は平成32年の年度末までに完成すれば可能なんですけれども、今、東高校がきょうの結論が出て、新聞紙上でも3年後ですか、統廃合が決まり、それで最後の学生さんが例えば多少残ったにしても、3年から5年はどうしてもあそこがあくまでに時間的に、時間的な期間がかかる。

ということは、非常にきのう合併特例債、合併特例債っていう使えなくなるじゃないかという質問があったんですが私自身はそこ合併特例債、その辺、重みを置いてないというのか、利活用改築すれば安い金額でできるものですから、請願者としてですね、今すぐ東

高校が、生徒が全部向こうへ移るわけじゃないもんですから、統合が決まり、廃校になるのが3年後としたら、合併特例債を活用する期間っていうのは短くなる、厳しいかなと思いますので、要するにあそこへ移転するのに合併特例債を活用する気持ちもあるかもしれんけどという、一般財源だけでも十分だよという、いろんな思いもあると思うんですけども、その辺、1年間凍結してる中で、見積もれば庁舎も3ヶ月、12月末までどっちみち工事はできないものですから、その辺の考え方として、財源的なもの、東高校を活用することによって今、請願者はあそこの校舎とかグラウンドか、どのような思いでこの請願の中に提案したのかちょっと。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 ありがとうございます。

合併特例債の問題なんですけれども、こちらがですね、きょう今、新城高校でやられてる構想策定委員会ではほぼ決定事項をお伝えするようなんですけれども、ただそれはまた県のほうの教育委員会のほうに挙げてですね、ここでもう1回審議して、それで決定ということなので、実際にはまたちょっと変わってくる可能性はありますが、ほぼ変わらないだろうというところなんですけれども、そうするとですね、ちょっと合併特例債を使用できるというか、期間がもしかしてちょっと過ぎちゃうかもしれないなという危惧もしております、余り長く、先ほども言いましたけれども、1年以上とか、この延ばすとですね、現庁舎建設計画が来年の1月から再来年の4月までというところで考えておりますので、考えられてるようなので、余り延ばすと合併特例債使えなくなるというところで、1年ぐらいだったら延ばせるかなというところで今1年という期間を言わせていただいたんですけども、合併特例債を使うか使わないかっていうのはですね、今回の請願の中のここがポイントになってくるとは思うんですけども、今後、慎

重な審議をしていただく中で、明らかにして欲しいというふうに考えております。それ検討した上で、使わないでいけるということがわかってくれば、別に僕は合併特例債を使わなくても、今の庁舎等基金かな、何かの貯金と言うか、そちらのほうの基金を使っただいてやれば市民負担も、もう現在あるものですので、最大限に減らせるかなというふうに考えております。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の合併特例債については、そのような考えということで御理解をしております。

そうしますとですね、この東高校っていうのは非常に広大な面積を有し、きのうも紹介議員から質問少しあったと思うんですけども、跡地が本当に活用できるかどうかという問題ですね、その辺について、もし県のほうとの話し合いが、経過があるならば、ちょっと教えていただければ大変ありがたいと思います。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 私のほうで、まず最初に県のほうにお伺いしたのは、高校が今、統廃合で、どちらかがあく。多分、東校のほうがあくほうが確率が高いんですけど、東校はどうですかねとお伺いしたときに、最初は教育委員会の、県のほうの教育委員会から聞いたんですけども、そちらのほうではちょっとわからないということなので、県の教育委員会の中に財務施設課というところがございまして、管財グループさんというところがこういうものを担当されてるんですけども、そちらのほうにお伺いしたところですね、用地変更の問題ですね、先ほどもちょっと、用途変更、ごめんなさい、用途変更の問題と、のところかな、がちょっとやっぱり一番。

あとは、例えばそこを使うといった場合も建物の耐用年数みたいなものがあったりして、いろいろ修繕のお金と新しいのを建てたほう

がお金が安くなる場合もあるし、それはやっぱり調べなければわからないという中で、じゃあ調べなきゃだめですねと。

ただ、使うか使えないかっていうことと言えば、きのうもちょっと出てたんですけども、市街化調整区域の問題とか等々あってですね、それもまた別の担当課だったんですけども、のほうにも確認してですね、これはいろんな、その、きのうも柴田議員がおっしゃられてましたけども。契約検査課の方とですね、きのう山崎議員のほうは、ここにはもう建てられない、つくれないみたいなことをおっしゃられてましたが、実際に聞くとはですね、いろんなプロセスはあるんですね。プロセスはありますが、できないということではないよということでした。細かいプロセスはまたお伺いしましたが、それはちょっと今ここでは割愛しますが、別のね、課に聞いたところでは、先ほど言いましたけども、市町村の意向を出していただく。これが一番ですと。そうですね、市長名義のそういう書類を、要望書なりなんなりっていうのを出していただくのが一番ですということだったので、なるほどということだったんですけども。

そんな中で、あそこができないということではないということをもまず念頭に入れていただいて、その中で検討していただければと。そこもしょせん市民レベルですので、やはり僕もお電話してですね、いろいろ聞いてるんですけども、法律の問題とか権利の問題とか守秘義務の問題とか等々がですね、邪魔になるっていうのもあれですけども、前に立ちふさがっちゃってですね、リサーチするときにでもですね、ちょっとつき詰めて聞いていくと、もう向こうの県の職員の方も、今泉さん、議員の方ですかとか、市役所の方ですかというぐらいですね、ちょっと聞かれて、違います、ごめんなさい、一般の市民ですって言うと、ちょっとそうですか、ごめんなさい、そうするとここまでしかお答えでき

ませんみたいなですね、ちょっとやっぱりそうになってしまい、そこから先が入っていけないということなので、こちらもある程度もう調べていこうかなと思ったんですけども、そういうものがやっぱり障害になってしまいますので、そこはやはりもうこちらにお願いするしかないという、本当にそういう思いでございます。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それが議会に対する希望って言うか、聖域なき検討って言うか、この最長1年ですけども、3カ月もこの工事に入るまでというのは12月いっぱいだと思うんですけども、その間に今、言う市民の皆さんだとなかなか県とか官公庁相手にしても、いろんな詳細なことが出していただけないということで、本当に可能性があるなら、議会そのものが一生懸命やってほしいということですよ。そういうことですよ。

ただ、私もですね、東高校のいろんな方からもいろいろ調べて、私も都市計画非常にやっておりますですね、これも助言になるかどうかわかりませんが、新都市の都市計画っていうのは昭和45年に制定されて、線引きは昭和45年の確か11月にされてるんですね。そうしますと東高校の開校する以前に都市計画決定する以前の建物という形になりますと、市街化調整区域の中でも緩和で非常に緩やかなところがあるんですね。その辺もしっかりこれから県と詰めていただければよろしいかなと思うし、そういうのも議会にもそういう義務があるかなと思います。

それがちょうど今、私も調べたら境ぐらいいなんですね。11月29日を過ぎてしまうと、都市計画決定線引き以降の申請っていう形になると、非常に難しい。

でも、難しくても、用途地域の変更を、例えば先ほど請願者の今泉さん言うておられたように、この移転するまでにある程度時間が要するならば、用途地域の変更も可能ってい

う形も考えられます。

そういうことも含めていけば、3年間ないし5年間というのは、移転って言うか、東高校がきれいになくなることないですから、私は議会としても大いに勉強するとか検討する必要があると思うんですね。最高の場所だしね、経済性も環境も非常にいいと。

そこで、1点ちょっとお聞きしたいんですけども、最長1年って言うことを言っておられた。実際、来年の1月から下部工始まりますよね。下部工が始まってしまうと、かなり相当な業者が入ってこられる。

そうすると、今のきのうの質問も、答弁の中にもあったんですけども、この9月から12月の間が1つの大きな目安って言うか、大きく動く。そうすると、この12月末に議会にしっかりこの県との協議って言うか、してほしい。可能性を探ってほしいというのがこの今回の一番目の大きな請願というふうにとらえてよろしいんですね。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 まずはですね、この9月議会、請願の、請願で出す、先ほど丸山議員のほうからですね、もお話をお伺いしてもらったんですけども、まず請願の中では、9月議会で工事契約を一時凍結しないとですね、また市民に違約金とか、どれぐらい出るかわかんないですけども、出ないかわかんないですけども、発生した場合、またそこでさらに市民に負担がかかってしまうというですね、延ばせるのであれば、延ばせばそういうものも発生しないで調べられて、かつできるかできないかわかるということを考えれば、当然そこは延ばしていただいて、その間に考えていただくというのがベストなんですけども、まだ工事が始まるまで、きのうのお話と一般質問の中でのお話では、まだ何かそういう許可みたいなものが出てないものが2つぐらいあるようなので、2つかな、分ければ3つぐらいになるかもしれないんですけども、そうい

うことを考えればですね、まだ実際に9月でやらなくて、これはこちらのほうのあれなんですけども、9月じゃなくて12月ぐらいに延ばして、3カ月なりなんなり延ばしていただくということでも、3カ月間は調べることができるので、最大、最短で9月で決められちゃうと、ちょっと調べる期間も、もう本当に時間もないところなので、12月なり、本当は1年ぐらい延ばして、その間にゆっくり、じっくりもれのないように調べていただくという形でやっていただくのが一番いいかなというふうに考えております。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

中西委員。

○中西宏彰委員 今泉さん、きのうの質疑を本会議聞いていただけたと思いますけど、その中で長田議員がおっしゃいましたけど、やっぱりこれ庁舎問題は合併当初よりそういう話があって、いろいろさまざまな会議を経た上で、6カ所、9案からまた3カ所へ絞ってきて、また最終的に絞った中で、本当に地域、住んでる方が本当に苦渋の決断の上で、今日に至ってる。きのう言われた本当に庁舎のために協力しようと、そういった思った方の気持ちと、今までそうやって長年積み上げてきたものに対することに対して、今泉さんほどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 きのう長田議員がですね、利活用賛成なんだけども、そこの今のところから新城のことを考えてですね、出ていかれた御家族と言うか、もいらっしゃるんです。その御家族のことを考えるとというような御質問と言うか、あったんですけども、ここまでやられて、一番最初にお話しさせていただいたんですけども、この今回我々がですね、請願で出したものというのは、新しい条件での新しい提案ということですね。ここをやはりちょっと御理解いただければと思います。

東校と、今までそういうですね、好条件がなかった中での選択肢、それは当然その中で最大限、皆様ですね、市民も行政の方、議会の方、皆さんでここまで作り上げてこられたので、そこはもう本当に、最初にも言いましたけども、大変だったと思います。

なんですが、青天のへきれきっていう、ちょっと下世話な言い方ですけども、宝くじが当たったみたいなのぐらいの感覚なんですけども、すごく今の、これはごめんなさい、こちらの意見ですけども、今の入船のですね、新庁舎を建てる、あそこに新庁舎が建つよりも東校のほうが良いと思っておりますので、好条件のそういう物件が出てきたというところで、新たにそこで提案させていただいたということでございます。

あと、きのうそのですね、市民の中で本当に心労と言うか、あれですけども、泣く泣く出られた方がいらっしゃるという、きのう長田議員の質問の中で知ったんですけども、この先ですね、当然あその土地、例えば東校に行った場合とかっていうことを考えたときに、じゃああその土地無駄になっちゃうじゃないかというふうにはしないで、町中の活性化ということで、ちょっと白井議員のほうからもきのう説明の中で出てたと思うんですけども、もっと元気になるように、新城がですね、元気になるように、何かしらあそこにですね、そういう新城の観光のよりどころか、そういう新城、今そういうよりどころがですね、まちなみ情報センターかって言うと、ちょっと、いいんですけども、あそこでもいいんですけども、もうちょっとこう気楽に寄れるようなところがあるといいなということで、そういう中心的なものの施設みたいなものがあそこにできれば、新城の言う、こう言っちゃうとあれなんですけども、市役所というですね、ちょっとおかたい感じよりも、そういうもっと夢のある新城の市民の夢をかなえていけるような、そういう建物を建てれば、

泣く泣く出ていかれた方の気持ちにも寄り添えるのかなというふうに思っております。その方が市役所じゃなきゃ嫌だっていうことであれば別なんですけども、もっと市役所よりも市民の皆さんが喜んでいただけるものができますよということであればいいかなと思っております。

○村田康助委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 今の今までの流れの経緯、経過についてはどのようにお考えかお聞きします。今までの合併以来、やっぱり庁舎をここにするんだっていうことでかなりの議論を検討委員会でしたか、そういったことを踏まえ検討して、6カ所、9案で、バイパス案も当然その中にありましたし、そういった私のまわりでも今もってバイパスがいかって、こういう声確かにそういう部分もあることも事実ですけども、東高校の以前にバイパスということがあったんですけど、そういうこともあったにもかかわらず、ずっと長年の経過で住民投票もあって、これに決まった。そのときと言うか、時間と言うか、思いを、その経緯をどのように考えられてるかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 これ一番最初にまた戻りますけども、今までやられてきたですね、さまざまな検討、審議、議決とかですね、これに関するさまざま、市民の方々も住民運動されたりですね、いろんなことありました。

なんですが、それは無駄ということではなく、そこに行き着くまでの道筋だったということですかね、言ってみれば、こう峠の上り下りも一番の幸いに至るための道であるというような考え方で考えておまして、新しい、先ほども言いましたけども、そういう好条件のものが出来たのであれば、そこで1つ立ちどまって見ていただいて、まだ今できるかできないかっていう問題があるので、東校に移せということではなく、最初にも言いまし

たけども、移せないのであれば、もう当然こちらで建てていただかないと、もう新城市に市役所がなくなってしまうのでということで、当然、今までの経過っていうことで言えば、ここに行き着くための道だったかなというふうに考えております。

○村田康助委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 それで、請願要旨の中でね、真ん中下の部分になりますが、逆に機を逸し、現時点で検討しないことにより、市民が多大な不利益、損失をこうむる可能性があるといわれるその点をもうちょっと具体的に聞かせてください。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 この部分ですね、東高校を見たときに、もうとても有効な施設、先ほどもちょっと数々、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館、プール、武道場等々ありますが、校舎4階建て2棟あつたりしますが、有効な施設がたくさんあると思います。それをですね、もし使えることができたらどれほどうれしかと言うかですね、市民にとってもそういう感じになると思うんですね。気持ちになると思うんですね。

しかし、逆に使えるのに使えないような事態が起きちゃったら、これとても悔やんでも悔やみ切れないと言うかですね、宝をそのままみすみす捨ててしまうみたいなことになってしまうのもちょっとこちらとしても遺憾でございますので、というのも含めて、この機を逸しというのはですね、先ほども言いましたけども、工事の契約を9月にしてしまうと、違約金、出るか出ないかわかんないですけども、発生したりすると、ちょっとでも市民負担を減らすというようなことですね、12月なり1年延ばしていただければ、それも負担がなくなるということと、ございます。

不利益、損失っていうのは、今、言いました、みすみす使えるものを使えなく、使えないまま、そのまま見過ごしてしまうというよ

うなことがないようにというようなことでございます。

○村田康助委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 その前にまだ未確定な部分が多いもんですから、余り先走っているんことを考える必要はないのかなと私、思うんですが、市役所が今、言ってる話を聞いていますと、東高校の跡に行くと。それがベストだよってということだと、そうすれば関連の体育施設なども使えるでということを言われて、今、新城市も体育館がないとか、いろんな問題がありますので、市役所があそこに行かなくても、そういう施設を使うことは十分考えられると思うんですがね。

○村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 これもさっき一番最初に申し上げたんですけども、請願事項のですね、1のときに、丸山議員からの御質問のときにも言いましたけども、当然スポーツ施設も、これはもうここには公共施設というような書き方をしてありますけども、も含めてですね、利活用していかなければいけないと思っております。

校舎が2棟あるというところで、この2棟をうまく何か使えないかという、考えたときに、市役所を移転できるんじゃないかなというふうに思いました。

スポーツ施設、体育館、プール、当然、市民プール、市民体育館という使い方も、この先まだ未確定ですけども、できるようになればいいと思いますが、そこに市役所もあれば、そういうものが1カ所にまとめられて、駐車場もあそこだと今の計画の駐車場よりもかなりたくさん置くことができるというようなこともかんがみると、市役所の移転と言うか、校舎2棟を使うということで、一番、今の現状でいいものというのが市役所かなということと考えました。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

菊地委員。

**○菊地勝昭委員** 今まで市役所、数年かけて準備段階でいろいろ関連事業のほうへ予算をつけてやってきておりますよね。それ、かなり市のお金もつぎ込んできておるわけですが、そういうものに対して、ここでもしですよ、凍結して継続で進めないっていうことになった場合に、そういう費用、損害を市民からどうしてくれるんだって言われたら、どのようにしたらいいと思います。それも計画の1つの事業を進める経過の中の1点として、それで費用、そういうための費用だったって、それで通るのか、そういうことができるのか、市民が許してもらえるか、許してもらえんかです。

**○村田康助委員長** 今泉参考人。

**○今泉吉孝参考人** それは、確かにお金の問題なので、シビアな問題になってくると思うんですけども、市民感情的には、何だ、そんなもん、無駄なお金使いやがってという方も当然、中には出てくるかと思うんですけども、それはですね、その場合ですね、その前提において、東校が使えるっていった場合ですね、例えば先ほどの庁舎等建設基金の中で補えるぐらいのお金であれば、そこで補っていけばいいと思うんですけども、現在わかんないところでお話しさせていただいてますけども、市民を向こうの条件がこれほどいいとこなんですって言うことでは、先ほどの今までの経過の中で吸収していけると言うか、そういうふうで説得していけるのではないかと思います。思っております。

**○村田康助委員長** ほかに質疑ございますでしょうか。

打桐副委員長。

**○打桐厚史副委員長** 先の熊本地震から学ぶことなんですけど、例の益城町役場、御存じかと思うんですけど、一部、全壊となってますね、このとき機能不全となって、1カ月たっても教育委員会の場しか使えなくなったという現

状があって、隣の宇土市役所ってよく映像出されましたけど、4階部分がぐしゃっとなっている映像を見られたかと思うんですが、あそこも、もう何も引っ越しもできずにそのまま倒壊と。機能不全、行政機能が不全となった。

また、その隣の八代市役所、そこも地震が原因で機能不全、その市役所は使えなくなったという経緯がございますが、新城において、今までの庁舎建設のプロセスを鑑みますと、早期建設を望む方も多いわけでありまして、南海トラフが予測される中で、もしこのときに地震が来たら、今このいる東庁舎もそうなんですけど、天井が落ちたりとかする可能性もあるということで、一時的な機能不全というのが考えられます。

また、本庁舎のほうも同じようなことが考えられますが、1年凍結とか一時凍結を図った場合にですね、その不安要素をもっともつとあおる可能性もあるかと思われませんが、請願者の方は不安はないですか。

**○村田康助委員長** 今泉参考人。

**○今泉吉孝参考人** 確かにですね、不安を消し去るとするのは、地震、雷、火事、おやじです、いつ起こるかわかんない。地震、一番怖いというところで、それはですね、今もしかすると、もう本当10分後に起きるかもしれないという状況の中ですので、それはそれをですね、考えてしまうと、できるまでもう本当に不安のまんま。

これがまた今、打桐副委員長のおっしゃることは、要するに来年の1月からではなく、実際に東校になると5年なり6年かわかんないですけども、ちょっと先になってしまうというところで、不安をどうするかというようなことかもしれないんですけども、これですね、要するに何年かわかんないんですけども、3年か4年か5年かわかんないんですけども、その年月でちょっと市民の方には待っていただくということになるんですけども、それは

いつ起こるかかわからないという状況の中ですので、そこは起きてしまえば、それはもうしょうがないんですけどもという考え方なんですけども、この先のもう要するに50年、100年っていう先のことを、新城のことをですね、考えたときに、やはりあちらのほうがいいですよっていうことを市民の方に納得していただければ、そこも、じゃあ今の100年のために5年なり3年待ち、3年かわかんない、3年はないか、もうちょっとかかるかもしれないですけども、待ちましょうというふうにですね、決まった場合は全力で説得をしていくというふうにしたらどうかかなと思ったりもしております。

**○村田康助委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

丸山委員。

**○丸山隆弘委員** お盆以降ですね、報道があったりした以降ですね、同級生や卒業生にいろいろ意見を聞いてまいりました。

それで、さっきもちょっと電話でもね、少しふれようかなと思っていましたけどね、私の代が1回生らしいです。私はちょっと違うんですけどね。

それで、その1回生の人たちにもお聞きした中で、いや、確かにこれは庁舎がね、バイパス出ればいいじゃないかと。そういうことは確かにありましたね。

それで、ただ現実的にはどうなんだ。市の行政どこまで進んでるんだ。その辺やっぱり的確に見てる同級生の方々が大勢見ええました。

そういう中で、圧倒的に多かったのがですね、当然、鳳来地域の同級生ばかりだったんですけども、先ほど言ったように、鳳来寺高校の後始末を県の責任できちんとやっていこうじゃないかと。これ並行して、跡地利用もやっぱり声出してもらわないといかん。これせつかく今泉さんたちも声出してくれたんだから、利活用問題っていうのは、市議会やっぱり丸ごとやっぱり力を注ぐこと。これ

当たり前なんですね。

それで、ただ市役所となると、これはまた別問題だっていう声が圧倒的でした。

それで、卒業生の皆さんね、とにかくあんなすばらしい地域については、いい場所だから、何に利用してもこれは活用できると。だから市民みんながこぞってね、活用できるような、そういう場を提供したらどうだ。みんな考えていこうじゃないか。こういう声でしたので、ぜひともまた請願者であるお二人の今泉さん、伊藤さんも含めてね、力になってもらいたいと思うんですけど、市民のために使える、そういう地域づくりに、そういう発展の拠点になるように。市役所は同時並行して今、進んでおるものですからね、残念ながら、私自身の考えは、非常にちょっと判断に悩むっていうような段階でありますけれども、契約が先ほど来進んでいる。こういう同級生、卒業生の皆さんの声が出てるんですよ。こういう声を生かそうというお気持ちをちょっと示してもらえればありがたいな。願意は十分しっかりこの中に入ってると思えますけれども、市役所はちょっと置いていてね、利活用について。

**○村田康助委員長** 今泉参考人。

**○今泉吉孝参考人** 新城市内でもですね、廃校になっていく学校はあると思うんですね。

順位と言うか、今、丸山議員のほうからもありましたけども、優先順位を決めるのであれば、まずは今、東校の問題がトップで来ると思うんですけども、この先、当然、廃校の利活用ということは、新城、県のほうも問題にしていくでしょうし、当然それは地元にある施設ですので、地元のほうでも考えていかなきゃいけないことになってくると思います。

その中で、優先と言うか、使えるものがあれば、そら当然いろんな市民の方ですね、パブコメと言うか、意見を聞いてですね、どうしていこうかということで進めていけばいいのではないかと考えております。

○村田康助委員長 そのほか質疑がありますか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 ないようですので、以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

どうも御苦労さまでした。

それでは、引き続きまして紹介議員に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日は、答弁側に立っていただいて御苦労さんです。

昨日ずっと聞いた範囲の中でね、まとまりがつかん答弁ばかりだったなっていう、まず感想を申し上げたいと思います。

それから、ちょっと次に質疑に入りますけれども、先ほど請願者の今泉さんにも確認をさせていただいた件でありますけれどもね、請願書の、この取り扱い方、しっかりと私どもは経験の中で見てるんですけれども、要望書、また陳情書、請願書と、それに請願については当然、紹介議員が要るっていうことで、この点についてちょっと確認をしたいわけですが、採択しても処理をする権限がないものについては、一般的には請願では取り扱わないと。こういうふうになってると思うんですけれども、その辺の認識はどうですか。

○村田康助委員長 浅尾議員。

○浅尾洋平議員 先ほど請願書の取り扱いどうだという御指摘だと思います。

その件に関してですけど、私自身は市民の要求、また市民の方々がどのようなルートを使うのかっていうのは、自由に憲法で定められております。

それに対して、何か議員がですね、ああしろ、こうしろということは、やっぱり介入に当たると思います。

今回は、請願者の市民の方々は、請願書と

いうルート、これは法律上、自治法に定められた正式なね、権利として選択をされたということが原点だと思います。

請願書の皆さん、また今泉さん、伊藤さんは、正式なルートを使って今現在ここにおいて、また先ほどの1時間余り以上の皆さんの質疑にも答えたというふうなことで、本当にしっかりリサーチもした上での行動だと思っております。

また、今回に至る紹介議員に至る経過でもですね、先ほどお話あったように、ほとんどの皆さんに電話をして、意思確認をしながら、時間がない中でも、非常に説明をしてね、賛同を求めたという形で、本当に公平・公正に皆さんにアプローチをした上での今回があると思いますので、非常に私は憲法で定められた市民の権利として、請願書を選択をされたということに尽きると思っております。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 どうも御理解いただいてないようでありますけれども、市民要求っていうのをですね、今、浅尾議員がおっしゃったとおり、いろんな手法の中で提出することは可能であります。

その中で、議会として、新城市議会としてね、どうあるべきか。どう提出するべきか。それをどうやってサポートしていくかっていうのが紹介議員の役割になってくると。こういう理解で私は思っておるわけですがけれども、私自身は今泉さんには、できれば請願書、中身はまだ確認はしてない段階でそういうやりとりしたもんですからね、請願書ではなくて、要望書だとか陳情書という方向はできませんかという確認をさせていただいた中での今日に、現在でありますけど、さっき言ったように、採択した場合でも、権限がそこまで行き当たらないものって、要するに愛知県だとか国ということになってくると、請願書じゃなくて、陳情書だとかね、そういう取り扱いのほうが公平に新城市議会が動ける

んじゃないかと。こういう原則を私、言ってるんですけども、決してね、市民要求を拒否をするとか、そんなことを私は言うてることではなくて、基本線に立った、この請願の紹介議員となるサポート等でき得る、この紹介議員として、ほかの議員の皆さんにも働きかけができるような、そんな活動をしてもらいたいなっていうのが一方では希望的にあるもんですからね、その辺の御理解、御認識をお聞きしたかったわけではありますが、いかがですか。

○村田康助委員長 白井議員。

○白井倫啓議員 先ほど、今泉さんのほうから各議員に回ってお願いをしたというのありました。同じ内容ですね。

僕のほうは、最後の最後に話に来られたんですが。

これ先ほど政争の具というようなことも言われたんですが、政争の具にしたくないんで、今泉さんたち請願者は一生懸命すべての議員に公平に当たろうとしたんですね。このところをまずくみ取っていただきたいと思います。

僕が請願者になったというのは、この請願の2つの項目を見てもらいますと、議会としてできることなんです。検討をしてくださいということが議会のできるから僕は請願者になったんです。

このレベルであれば、僕は請願者、紹介議員になってもらう議員っていうのは、おってもおかしくないと思っていましたが、結果、請願者がおられないみたいで、最後にじゃあ僕が請願者になりましょうということなんです。ということです。

ですから、これは請願として議会が受けとめて採択したときには、議論をすることなんです。

ですから、これ権限があるとかないじゃなくて、まさに議会は議論の府ですから、権限があることを採択するということです。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 そのように理解させていただきますが、請願活動は当然これ権利でありましてね、市民の皆さんの。これ当たり前であります。

それで、私たち議会が市民の代表としてサポートしていくっていうのも、これは当然であります。

その中で、やはり手続はしっかりと踏んで、やっていただきたいというのが紹介議員の2人に実施されたいわけであります。まずその御認識をしっかりと持っていただくっていうことで、次のちょっと確認をさせていただくわけでもありますけれども、自治法で言う99条の2項ありますわね。意見書です。意見書の提出っていう。こういう作業を考えておられるのかどうか。この辺のところどうですか。

○村田康助委員長 白井議員。

○白井倫啓議員 請願そのまま読んでいただければ、意見書を出せなんて書いてないんです。そのとおりに対応していただければよろしいかと思います。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。そこまでの中身でしたら、ちょっとサポート不足かなと、こういうふうに感じておりますので、あと採択のこの判断基準っていうところですけどね、我々これで委員会のほうでちょっと採択の判断をしていくって方向があるわけでもありますけれども、やはり願意が妥当であるっていう、この方向性をまず見ていかないかん。確実に実現できるかどうかっていう、担保をするっていう部分でありますけれども、そういうところの判断、きのうの質疑の中でのやりとりで先ほど中西委員がちょっとおっしゃっていましたが、現在、買われたとこの理由をですね、それからあと買われた地主さんに対するこの対応、これについて答えていただいたようではありますが、昨日。これで本当にそういう、ああいう回答でよろしいのかなと、非

常に私、不安に思ってるんですけども、また新たな1日たってから違う考えは、思いつきでもいいですけども、ありますか。

○村田康助委員長 白井議員。

○白井倫啓議員 今泉さんも先ほどその件についてはお答えになっておりましたので、その内容と昨日の議場での内容は同じ思いになると思いますので、特にきょう変わっておるわけではありません。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日、きょうの今泉さんじゃなくて、昨日の答弁に至った白井議員のこの中身を見ますとね、責任、本当それで議員として持てるのかどうか。提案をされておりましたけれども、武将観光の拠点づくりだとか、それからあと跡地利用のこの地主の、元地主の方々には話し合いの場を持って説明をしていくとか、それで十分足りるのかな。新城市議会そこまで責任持てるのかなと、ちょっと不安に非常に思ったわけですが、先ほどの回答で理解できました。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありますかでしょうか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑がないようですので、質疑は終了いたします。

本日は、まことに忙しい中、ありがとうございました。

暫時休憩を取りたいと思います。しばらく休憩をいたしますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時37分

○村田康助委員長 再開をいたします。

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 着座でいいですか。

○村田康助委員長 はい、どうぞお願いします。

○菊地勝昭委員 それでは、委員長の許可をいただきましたので、着座で行います。

平成28年度請願第1号について、不採択の立場で討論を行います。

新城市希望都市を目指す若者の会、共同代表、今泉吉孝氏、伊藤暢克氏から出された愛知県新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願内容の要旨につきましては、市民だれも望むことであり、異論はありませんが、請願事項の内容に新庁舎建設計画を一時凍結し、新庁舎建設も含め、検討、審議をお願いいたしますとありますので、私は不採択といたします。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私は、採択の立場から討論させていただきます。

昨日の本会議、また今の請願者のいろんな御意見、また紹介議員の御意見、考えてみますとですね、今回の東高校跡地利用の利活用のこの請願、非常に私は新城市の将来を見据えた、いい提案だなと思って聞いておりました。

それはなぜかと言うと、もう新城市そのものがですね、10年、15年後の先を見据えてください。本当に財政の厳しい中、また人口の減る中、今の庁舎建設をそのまま進めていいかどうかという大きな問題が1つの光明って言うか、明りが見えてまいりました。東高校が先ほどの質疑の中でも、3年から5年をかけて移転をする。きょう恐らく決まるであろうという統合計画、これも、もうはっきり今週中にはしてしまいます。

そうしますとですね、新城と鳳来、作手、この3市町村合わせて、この合併以来の大きな499平方キロメートルの中の一歩利便性の高いところの土地があく。これはやっぱり公共施設、市役所を持つてくべきだと私は思い

ます。

その視点の中の1点目としては、先ほど申しましたように、財政の問題、そして次に利便性の問題、これが今後、市議会の中で今回の請願の大きな理由の1つとしては、ぜひ検討していただきたい。先ほど請願者は最長1年と言いましたけども、工事が来年始まります。恐らくこの3カ月の間でも結構です。いろんな議会としてですね、可能性がないんじゃない、可能性あるということなんですね。あそこの利活用の可能性あるならば、本当にあるかどうかをやっぱり市民の代表である議員がしっかり検討して結論出してもおかしくないと思うんですね。詳しいことはまた本会議で述べますけども、やっぱり今回の新城市民にとって最大の財産になると思います。現在は確かに県の所有地かもしれませんが、将来の新城市を見据えていただきたい。これが大きな新城市の財産と残って、新城市民の憩いの場と、また市役所として活動できるような場となっていくかどうかの可能性を探るのが今回の大きな提案であります。ここでいいだ、悪いだでなくって、やっぱり議員一人一人も、市民から付託をいただいておりますので、可能性があるなら、私は探すべきだということで、今回の提案は採択という形で討論させていただきます。また詳細は本会議で述べます。

○村田康助委員長 ほか。いいですか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。賛否両論がありましたので、起立により採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○村田康助委員長 起立少数と認めます。よって本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午前10時43分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助